

業務委託仕様書

1 目的・趣旨

特別展「ホモ・ファーベルの断片一人とものづくりの未来―」（2022年）において出品された川田知志氏の陶壁画（以下、ランドマーク作品）が収蔵品となったことにもない、古窯館に常設展示をするための施工を行う。本事業はリニューアルオープンを控えた当館が当年度の重要な事業として位置づけているものである。

ランドマーク作品を古窯館に魅力的かつ永続的に展示するため、設置場所に即した設計を行い、かつ震災等の災害時においても作品と鑑賞者の安全を最大限確保できる什器を製作し、施工・設置する。

2 実施期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

3 実施内容

令和6年7月1日（月）から10月31日（木）までの期間において、ランドマーク作品を古窯館内壁に設置するために、設置什器の設計を行い、施工・設置する。

（1）基本設計及び実施設計

古窯館ランドマーク作品設置に関して、審査時の企画書を基に施工方法や構造、仕上がり等の詳細を当館学芸員と協議の上、設計図面を作成する。なお、作成した図面一式は成果物として当館に提出すること。

（2）施工及び作品設置

（1）で作成した設計に基づき、施工及びランドマーク作品を設置する。

（3）施工・設置・撤収

（2）で提示した施工及び作品設置は、契約締結日から10月31日（木）までの間に行う。ただし、各施工段階・設置作業の詳細な日程は当館職員と調整を行うこと。

ア 施工及び作品設置における注意事項

（ア）「基本設計」「実施設計」（以下、2つを合わせて「本展示プラン」という）は、陶壁の美術作品としての仕上がりとの調和を図りつつ、安全な展示を両立するようなプランとすること。また、仕上がりは特別展「ホモ・ファーベルの断片一人とものづくりの未来―」（2022年）における展示を基本とする。

（イ）展示作品は、万が一来館者の手足が触れたとしても、揺動することが無いような安全性を保ちつつ、震災時には全体が動くことで免震構造となるような設計とすること。

（ウ）施工時には現場が史跡の保存施設であるということを前提として、史跡に対する破損が生じないよう最大限の注意を払ったうえで作業を進行すること。

（エ）施工中に作品破損が生じた場合は、修復方法や修復内容について作者の了解を得ながら作業を進めること。

イ その他の注意事項

愛知県陶磁美術館は、下記の関連法案に基づき各種の設備保守点検を実施している。本展示プランは、この設備保守点検に大幅な支障をきたさない内容とすること。必要に応じて、設備保守点検を担当する職員及び事業者へ相談し協議すること。

- | | |
|-------------|--|
| ・建築物の保守 | 建築基準法（昭和25年法律第201号） |
| ・電気設備の保守 | 電気事業法（昭和39年法律第170号） |
| ・空気調和設備の保守 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、いわゆるビル管理法） |
| ・給排水衛生設備の保守 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、いわゆるビル管理法） |

- | | |
|-------------|---|
| ・水質検査 | 水道法（昭和 32 年法律第 177 号） |
| ・消防・防災設備の保守 | 消防法（昭和 23 年法律第 186 号） |
| ・建築物付帯設備の保守 | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び労働安全衛生法
（昭和 47 年法律第 57 号） |

4 その他

- （1）本業務は、受託事業者の有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- （2）委託業務の実施にあたっては、事前に担当者と十分に協議すること。また、委託期間中でも、制作の進捗状況や今後の進め方等を担当者へ逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- （3）委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（当館との連絡調整担当者）を置くこと。
- （4）委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること（当館の施設利用料、施設を利用する際の光熱水費を除く）。